

生駒市自主防災会活動補助金の概要

補助金の種類	交付資格	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
資機材等新規整備補助金 (要綱第3条第1号)	自主防災会発足後初めて資機材等の整備を行う自主防災会	新規に資機材等を整備する事業に要する経費	資機材等購入費の10/10	◆世帯数300世帯以下 240,000円 ◆世帯数301世帯以上 世帯数×800円
資機材等更新追加整備補助金 (要綱第3条第2号)	前回の資機材等補助金(現物支給を含む)の交付を受けた日から5年を経過している自主防災会	資機材等を更新、追加補充する事業に要する経費	資機材等購入費の1/2	◆世帯数300世帯以下 30,000円+(9,000円×前回交付日から今回申請までの年数) ◆世帯数301世帯以上 (100円×世帯数)+(30円×世帯数)×前回交付日から今回申請までの年数
活動推進補助金 (要綱第3条第3号)	自主防災活動の推進を目的とする事業を行う自主防災会	防災訓練、講座または研修会など、活動を推進する事業に要する経費 (年度毎に1団体1事業の申請)	対象活動経費の1/2	30,000円

※1: 資機材等更新追加整備補助金の限度額欄の年数は、「小数点以下を切り捨てた数」とし、「前回交付から今回申請までの年数」が10年を超える場合は、10年で計算してください。

※2: 訓練や講座等で、啓発物品として配る備蓄食料は、活動推進補助金の対象となります。

令和7年度はこちらのみ利用できます